

平成 28 年度 事業計画

1. 基本計画

少子高齢化の進展に伴い、将来に必要な労働力人口が減少することが懸念される中で、働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かし、年齢にかかわらず活躍し続けることができる『生涯現役社会』実現することがますます重要となっています。

これまで、シルバー人材センターは高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会に密接した臨時的・短期的かつ軽易な就業機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて地域社会の活性化に貢献するなど活力ある高齢化社会の実現に重要な役割を果たしてきました。

昨年成立した改正労働者派遣法は特定派遣事業の届出制をなくし、全て許可制にするものですが、シルバー人材センターは引継ぎ、唯一届出制派遣事業として残されました。シルバー人材センターの就業形態は、周知のとおり請負・委任若しくは一般労働者派遣事業で就業しております。派遣事業において、3年ごとに人の入替えをせずに就業できることは、これからの時代を見据えた、高齢者にとって優位な法律改正となったのです。

さらに、シルバー人材センターの機能強化策として、介護・保育支援等の福祉サービス分野への職域拡大や、臨時・短期・軽易という3要件を派遣事業に限り、今後緩和することなどが提起されています。

60歳代前半層の高年齢者の就業理由は『生活の糧を得るため』と言うものが近年多くなってきています。65歳以上の高齢者は依然『健康にいいから』『生きがい・社会参加のために』方が多く、高齢者の就業ニーズが多様化している中、こうしたニーズを踏まえた施策を展開し、適正な事業運営をしていく必要があります。

10周年の節目を迎えるにあたり今後も目標を達成するよう努力して参ります。センターの基本に立ち返って、会員一人一人が入会してよかったと言われるようなセンターづくりを目指していきます。

平成 28 年度 目標

会員数	520名
入会率	2.9%
就業率	90.8%
就業延人員	60,000人日
受注件数	5,500件
契約金額	309,000千円

2. 重点事項

- (1) 就業開拓提供事業の充実
- (2) 普及啓発事業の促進
- (3) 安全・適正就業推進事業の安全基準遵守
- (4) 地域就業機会創出・拡大事業の推進
- (5) 相互扶助等事業の実施

3. 重点事項に基づく事業実施計画

- (1) 就業開拓提供事業の充実
 - ①中期3ヶ年事業計画の推進（3年目）
 - ②就業機会の開拓と充実
 - ③請負・委任契約・一般労働者派遣事業の充実
 - ④新見積基準（剪定）の実施
 - ⑤仕事の平等・公平な配分会議の実施
 - ⑥独自事業（刃物・門松）の充実

- (2) 普及啓発事業の促進
 - ①年1回の広報誌発刊
 - ②パンフレットの配付・PR活動の強化
 - ③各種イベントへの積極的参加
 - ④会員の入会促進
 - ⑤市報への掲載
 - ⑥普及啓発月間でのボランティア参加促進

- (3) 安全・適正就業推進事業の徹底
 - ①安全講習会の実施
 - ②センター『安全の日』（11月21日）講習会の実施
 - ③機械メンテナンス講習会の実施
 - ④ローテーションによる適正就業の強化
 - ⑤新人研修・接遇研修・教育訓練などの実施
 - ⑥新規入会者の安全教育・安全基準の遵守

- (4) 地域就業機会創出・拡大事業の推進
 - ①各地域就業機会創出事業の推進
 - ②商品開発と販路拡大

- (5) 相互扶助等事業の実施
 - ①永年のシルバー人材センター事業貢献者の表彰
 - ②10周年記念事業での貢献者の表彰